

県立学校教育用端末貸与に係る遵守事項

- 1 被貸与者（保護者等）及び利用者（生徒）は、その貸与を受けた時から貸与物品（端末及びその付属品をいう。以下同じ。）について保管管理等の義務を負うものとする。
- 2 被貸与者及び利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 貸与物品を利用者以外の者（利用者を指導する教職員を除く。）に使用させ、又は転貸すること。
 - (2) 貸与物品を学習活動以外に使用すること。
 - (3) 貸与物品に装飾のほか、分解改造を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。
 - (4) 貸与物品を利用し、利用者以外の者に対して危害を加えること。
 - (5) 貸与物品を売却、廃棄又は故意に破損すること。
 - (6) その他教育用端末の貸与の目的に反すること。
- 3 被貸与者及び利用者は、教育企画課長又は学校長から貸与物品の管理運営にあたり必要な指示があったときは、その指示に従わなければならない。
- 4 貸与物品を用いたデータ等の送受信について、被貸与者の責任において行うこと。
- 5 必要に応じて、教育企画課長又は学校長が貸与物品の利用履歴（インターネットの利用履歴を含む。）を確認することに同意すること。
- 6 被貸与者は、貸与物品の使用にあたり、次に掲げる経費を負担しなければならない。
 - (1) 在籍する県立学校以外の場所における貸与物品の充電に係る経費
 - (2) 学校内で利用する校内 LAN を利用したインターネット通信以外のインターネット通信に係る経費
- 7 被貸与者は、貸与物品の紛失・盗難があったとき又は貸与物品が毀損したときは、直ちに学校に報告するとともに、貸与物品紛失・盗難・毀損届を学校長に提出しなければならない。また、その事由が利用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、貸与を受けていたものと同等の機器（プレインストールソフト等含む）の現品又は学校から示された代替機器等の購入等にかかる費用を弁償しなければならない。
- 8 被貸与者は、貸与物品の使用にあたり、被貸与者及び利用者の責に帰すべき理由により県又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償する責任を負う。
- 9 貸与物品の使用にあたり、被貸与者及び利用者の故意又は過失により個人情報の漏えい等の事故が生じた場合は、県は、その責任を負わないものとする。
- 10 貸与期間中であっても、教育企画課長または学校長は、貸与物品において特別な事情が生じたときは、貸与の決定を取り消すものとする。
- 11 被貸与者は、兵庫県立学校教育用端末貸与規程第7条により学校長が定める貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。
- 12 被貸与者は、貸与の決定を取り消されたときは、学校長が定める日までに、貸与物品を返却しなければならない。
- 13 被貸与者は、貸与物品を、返却を要する日までに返却せず、学校長が再度返却を求めた期日にも返却しないときは、貸与物品の価額を弁償しなければならない。